

住宅用火災警報器は 10年を目安に交換を

平成18年6月1日から新築住宅については、住宅用火災警報器（以下、「住警器」）の設置が義務付けられ、平成23年5月31日までに既存住宅を含む、全ての住宅において住警器の設置が義務付けられました。平成28年6月には、新築住宅に対する住警器の設置義務化から10年を迎えます。

現在設置されている住警器の多くは、機種によって異なりますが、電池の寿命はおおむね10年程度とされています。設置から10年経過した住警器は適切に電池交換をすることや本体の交換をすることをおすすめします。

「いざ」と言う時に住警器がきちんと作動するように日頃から適切な維持管理を行いましょう。

また、平成27年6月1日現在の組合管内（釧路町、厚岸町、浜中町）の住警器設置率は約93%の状況となっております。

火災から尊い命と財産を守るためにも、まだ設置がお済みでない方は住宅用火災警報器を設置しましょう。



Q. 住警器が作動したら？

A. すぐに火災かどうかを確かめて下さい。

【 火災の場合 】

- ・ 大声で火事であることを周囲に知らせます。
- ・ すぐに消防へ119番通報しましょう。
※119番通報の方法及び消火器の使い方について
- ・ 消火が可能であれば、消火器などで消火を行います。
※炎が天井に届くようになったら、消火をあきらめ、すぐに避難して下さい。

Q. 住警器の維持管理はどうすればいいの？

A. 定期的に住警器の掃除などをしましょう。

住警器にホコリ等が入ると誤作動や感知しにくくなる場合がありますので、少なくとも年に数回は作動状況の確認と合わせて、住警器の掃除を行って下さい。
※作動確認の方法については、左の例を参考にして下さい。



【 非火災の場合 】

- ・ 電池切れや故障による警報音の場合は、点検を行い電池を交換する等しましょう。
- ・ 火災ではない煙（グリルなどからの煙など）に反応した場合、部屋の換気をするか、警報器のボタンを押したり、付属しているひもを引いてみましょう。

北海道内における住警器の奏功事例

昨年、北海道内において住宅用火災警報器による奏功事例は58件報告されています。

その中から、住宅用火災警報器を設置していたことで大きな火災に至らずに済んだ事例を紹介します。

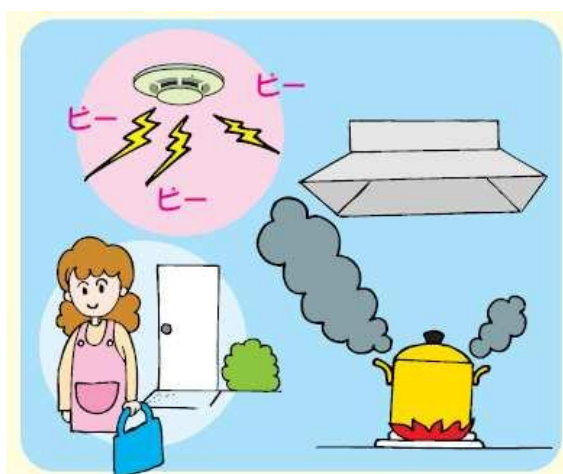


【事例1】 たばこで…

家人が2階寝室で喫煙中ゴミ袋を灰皿代わりに使用し、喫煙後に寝室から離れた。家族が階段踊り場に設置されている住警器の警報音に気づき、寝室を確認すると部屋中が煙で充満し、ゴミ袋から炎が上がっていた。すぐに、初期消火を行い、消防へ通報したことから、火災を最小限にとどめることができた事例です。

【事例2】 てんぷら油調理中に…

家人が台所のガステーブルにてんぷら鍋を掛け、加熱していたことを忘れ、浴室にいたところ、住警器の警報音が鳴っていることに気づき、台所に戻るとてんぷら鍋から炎と煙が上がっているのを発見し、消防へ通報。その後、浴室に戻り濡らしたバスタオルをてんぷら鍋の上に覆いかぶせ消火をしたことにより、大事に至らなかった事例です。



【事例3】 コンロで…

家人がコンロに鍋を掛けたまま火を消さずに外出してしまったところ、アパートの上階に住む住民が住警器の警報音に気づき、火事だと思い消防へ通報した。現場に駆け付けた消防隊がコンロの火を止めたことにより大事に至らずに済んだ事例です。



住宅用火災警報器に関するご相談・お問い合わせについては、各消防署予防広報係へお問い合わせ下さい。

釧路消防署 ☎088-0605 釧路町字別保原野南2 5 線 5 4 番地 3 ☎0154-40-5131

厚岸消防署 ☎088-1116 厚岸町松葉4 丁目 1 番地 ☎0153-52-5111

浜中消防署 ☎088-1551 浜中町霧多布西1 条 1 丁目 2 3 番地 ☎0153-62-2150